

議案第10号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(佐野市表彰条例の一部改正)

第1条 佐野市表彰条例（平成17年佐野市条例第276号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第1項第5号中「12年以上町会長の職にあった者又は」を削
り、「若しくは」を「又は」に、「定める職」を「定める者」に改める。

(佐野市行政不服審査担当職員の任用等に関する条例の廃止)

第2条 佐野市行政不服審査担当職員の任用等に関する条例（平成28年佐
野市条例第3号）は、廃止する。

(佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐
野市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項
第2号に掲げる職員」を加える。

(佐野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 佐野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年
佐野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の
規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは
「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲
内」とする。

(佐野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）第6条及び第16条の規定により定める報酬の額（診療所医師である会計年度任用職員にあっては、基準月額に初任給調整手当に相当する額は、加算しない。）に限る。））」を加える。

（佐野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第6条 佐野市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年佐野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

（佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第7条 佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年佐野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「場合」の次に「及びこれらの保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を加える。

（佐野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 佐野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年佐野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第21条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年佐野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年佐野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（佐野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第11条 佐野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年佐野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第12条 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年佐野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表地域おこし協力隊員の項、町会長の項及び臨時嘱託員の項を削り、同表中

保健センター 嘱託医等	医師及び歯科医師	日額	32,100	〃
	訪問看護指導員	〃	10,500	3級職相当の例
	上記以外の者	〃	6,600	〃

を

保健センター嘱託医	日額	32,100	〃
-----------	----	--------	---

に改め、同表環境衛生委員の項、消費生活相談員の項、交通指導員の項、

交通教育指導員の項及び農政協力員の項を削り、同表鳥獣被害対策実施隊員の項中「Ⅱ」を「3級職相当の例」に改め、同表診療所医師の項及び福祉関係相談員の項を削り、同表保育所嘱託医の項中「8級職相当の例」を「Ⅱ」に改め、同表少年指導相談員の項を削り、同表少年補導員の項中「Ⅱ」を「3級職相当の例」に改め、同表教育センター相談員（医師）の項、教育センター相談員（上記以外の者）の項、外国青年英語指導助手の項、日本語教室指導員の項、社会教育指導員の項、地区公民館長（田沼地区公民館、田沼南部地区公民館、田沼北部地区公民館、戸奈良地区公民館、栃本地区公民館、三好地区公民館、野上地区公民館、山園地区公民館、閑馬地区公民館、下彦間地区公民館、飛駒地区公民館に限る。）の項、地区公民館主事（田沼地区公民館、田沼南部地区公民館、田沼北部地区公民館、戸奈良地区公民館、栃本地区公民館、三好地区公民館、野上地区公民館、山園地区公民館、閑馬地区公民館、下彦間地区公民館、飛駒地区公民館に限る。）の項、生活相談員（田沼福祉コミュニティセンター）の項及び生活相談員（葛生隣保事業相談所）の項を削る。

（佐野市職員の給与に関する条例の一部改正）

第13条 佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第17条の7の次に次の1条を加える。

（給与の支払方法）

第17条の8 給与は、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

第18条の3を次のように改める。

（非常勤職員の給与等）

第18条の3 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）第4条の規定により採用された職員を除く。）の給与及び費用弁償は、別に条例で定める。

（佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(非常勤職員の給与等)

第18条 非常勤職員の給与及び費用弁償については、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、市長が別に定める。

(佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第15条 佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年佐野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「少ない者」の次に「等」を加える。

第16条の見出し中「報酬等」を「報酬」に改め、同条中「第2条から前条まで」を「第3条から第6条まで」に、「特殊性を考慮し」を「特殊性を考慮して」に改め、「必要」の次に「がある」を加え、「及び期末手当」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、月額で報酬を定める場合にあっては39万4,000円、日額で報酬を定める場合にあっては1万3,100円を超えない範囲内で定めるものとする。

第16条に次の1項を加える。

2 行政不服審査担当職員の報酬は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、1時間当たり1万円を超えない範囲内で任命権者が別に定める。

第17条第1項中「会計年度任用職員」の次に「(規則で定める者を除く。)」を加える。

(佐野市教育職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第16条 佐野市教育職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年佐野市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(佐野市社会福祉委員条例の廃止)

第17条 佐野市社会福祉委員条例(平成17年佐野市条例第110号)は、

廃止する。

(佐野市きれいなまちづくり推進条例の一部改正)

第18条 佐野市きれいなまちづくり推進条例（平成26年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

(佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の一部改正)

第19条 佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例（平成30年佐野市条例第37号）の一部を次のように改める。

第2条第7号中「佐野市町会設置規則（平成17年佐野市規則第7号）別表に掲げる町会（以下この号において「町会」という。）であつて」を削り、「もの」を「町会」に改める。

(佐野市消防団条例の一部改正)

第20条 佐野市消防団条例（平成17年佐野市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第10参考資料

佐野市表彰条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>12年以上町会長の職にあった者又は12年以上若しくは15年以上市長が規則で定める職</u>にあつて功労があると認める者</p> <p>2 (略)</p>	<p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 12年以上<u>又は15年以上市長が規則で定める者</u>にあつて功労があると認める者</p> <p>2 (略)</p>

佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

佐野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

現 行	改 正 案
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

佐野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正案 新旧対照表

(第5条関係)

現 行	改 正 案
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 <u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年佐野市条例第41号)第6条及び第16条の規定により定める報酬の額(診療所医師である会計年度任用職員にあっては、基準月額に初任給調整手当に相当する額は、加算しない。))に限る。))</u>の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

佐野市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正案 新旧対照表

(第6条関係)

現 行	改 正 案
(職員のサービスの宣誓) 第2条 (略)	(職員のサービスの宣誓) 第2条 (略) <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正案 新旧対照表

(第7条関係)

現 行	改 正 案																
別表第1 (第14条関係)	別表第1 (第14条関係)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">休暇の原因</th> <th style="text-align: center;">休暇を与える期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	休暇の原因	休暇を与える期間	(略)	(略)	7 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">休暇の原因</th> <th style="text-align: center;">休暇を与える期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合及びこれらの保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	休暇の原因	休暇を与える期間	(略)	(略)	7 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合及びこれらの保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	(略)	(略)	(略)
休暇の原因	休暇を与える期間																
(略)	(略)																
7 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	(略)																
(略)	(略)																
休暇の原因	休暇を与える期間																
(略)	(略)																
7 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合及びこれらの保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	(略)																
(略)	(略)																

佐野市職員の育児休業等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第8条関係)

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p>

佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第9条関係)

現 行	改 正 案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 (市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 (市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第10条関係)

現 行	改 正 案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (市規則で定める職員を除く。)	(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(市規則 で定める職員を除く。)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)

佐野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正案 新旧対照表
(第11条関係)

現 行	改 正 案
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略)	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>

佐野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表
(第12条関係)

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「非常勤特別職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 別表(第1条、第2条、第6条関係)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「非常勤特別職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 別表(第1条、第2条、第6条関係)

職	基礎	報酬額 (円)	費用弁償(旅 費)
(略)	(略)	(略)	(略)
地域おこし協力隊員	月額	<u>166,000</u>	3級職相当の例
町会長	年額	<u>48,000</u>	7級職相当の例
		(410円に世帯数を乗じた額を加算する。)	
(略)	(略)	(略)	(略)
臨時嘱託員	日額	<u>13,100以内</u>	2級職相当の例
(略)	(略)	(略)	(略)
保健センター嘱託医等	医師及び歯科医師	日額 <u>32,100</u>	〃
	訪問看護指導員	〃 <u>10,500</u>	3級職相当の例
	上記以外の者	〃 <u>6,600</u>	〃
環境衛生委員	年額	<u>16,800</u>	〃
		(130円に世帯数を乗じた額を加算する。)	
消費生活相談員	消費生活相談員資格試験に合格した者及び合格した者とみなさ	日額 <u>8,400</u>	〃

職	基礎	報酬額 (円)	費用弁償(旅 費)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
保健センター嘱託医	日額	<u>32,100</u>	〃

	れた者		
	上記以外の者	6,600	//
交通指導員	月額	60,500	//
交通教育指導員	//	174,500	//
農政協力員	年額	3,700	//
		(357円に農 家戸数を乗 じた額を加 算する。)	
鳥獣被害対策実施隊員	日額	2,000	//
(略)	(略)	(略)	(略)
診療所医師	1時 間当 たり の額	7,500	//
		(診療時間 以外の時間 に職務に従 事した場合 は、7,500円 から12,000 円までの範 囲内で市長 が定める 額)	
(略)	(略)	(略)	(略)
福祉関係相談員	月額	174,500	3級職相当の例
保育所嘱託医	年額	207,000	8級職相当の例

鳥獣被害対策実施隊員	日額	2,000	3級職相当の例
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
保育所嘱託医	年額	207,000	//

		(410円に見 童数を乗じ た額を加算 する。)	
(略)	(略)	(略)	(略)
少年指導相談員	月額	174,500	3級職相当の例
少年補導員	日額	4,400	〃
(略)	(略)	(略)	(略)
教育センター相談員(医師)	日額	32,100	8級職相当の例
教育センター相談員(上記以外 の者)	〃	7,600	3級職相当の例
外国青年英語指導助手	月額	394,000以内	〃
日本語教室指導員	〃	394,000以内	〃
社会教育指導員	〃	130,000	〃
(略)	(略)	(略)	(略)
地区公民館長(田沼地区公民 館、田沼南部地区公民館、田沼 北部地区公民館、戸奈良地区公 民館、栃本地区公民館、三好地 区公民館、野上地区公民館、山 園地区公民館、閑馬地区公民 館、下彦間地区公民館、飛駒地 区公民館に限る。)	年額	100,000	〃
地区公民館主事(田沼地区公民 館、田沼南部地区公民館、田沼	〃	45,000	〃

		(410円に見 童数を乗じ た額を加算 する。)	
(略)	(略)	(略)	(略)
少年補導員	日額	4,400	3級職相当の例
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

北部地区公民館、戸奈良地区公民館、栃本地区公民館、三好地区公民館、野上地区公民館、山園地区公民館、閑馬地区公民館、下彦間地区公民館、飛駒地区公民館に限る。)			
生活相談員（田沼福祉コミュニティセンター）	月額	200,000以内	〃
生活相談員（葛生隣保事業相談所）	日額	7,600	〃

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第13条関係)

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(臨時職員の給与)</p> <p>第18条の3 臨時的に雇用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において市長が別に定める。</p>	<p>(給与の支払方法)</p> <p>第17条の8 給与は、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>(非常勤職員の給与等)</p> <p>第18条の3 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）第4条の規定により採用された職員を除く。）の給与及び費用弁償は、別に条例で定める。</p>

佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正案 新旧対照表

(第14条関係)

現 行	改 正 案
(臨時職員の給与)	(非常勤職員の給与等)
第18条 <u>臨時的に雇用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において市長が別に定める。</u>	第18条 <u>非常勤職員の給与及び費用弁償については、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、市長が別に定める。</u>

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正案 新旧対照表

(第15条関係)

現 行	改 正 案
(期末手当)	(期末手当)
第12条 給与条例第17条の2から第17条の4までの規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条の2第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（規則で定める報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	第12条 給与条例第17条の2から第17条の4までの規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者等として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条の2第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（規則で定める報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等)	(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬)
第16条 <u>第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、常勤</u>	第16条 <u>第3条から第6条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮して市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬については、常勤の</u>

<p>の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第17条 会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。<u>この場合において、月額で報酬を定める場合にあっては39万4,000円、月額で報酬を定める場合にあっては1万3,100円を超えない範囲内で定めるものとする。</u></p> <p><u>2 行政不服審査担当職員の報酬は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、1時間当たり1万円を超えない範囲内で任命権者が別に定める。</u></p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第17条 会計年度任用職員<u>(規則で定める者を除く。)</u>が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>
--	--

佐野市教育職員のサービスの宣誓に関する条例の改正案 新旧対照表

(第16条関係)

現 行	改 正 案
<p>(教育職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(教育職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>

佐野市きれいなまちづくり推進条例の改正案 新旧対照表

(第18条関係)

現 行	改 正 案
<p><u>(環境衛生委員の協力)</u></p> <p>第16条 市長は、<u>佐野市環境衛生委員設置規則(平成17年佐野市規則第136号)</u>第1条に規定する環境衛生委員に、<u>市が実施する良好な生活環境の保全のための施策について協力を求めることができる。</u></p> <p>第17条・第18条 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第16条・第17条 (略)</p>

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の改正案 新旧対照表

(第19条関係)

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 該当町会 <u>佐野市町会設置規則(平成17年佐野市規則第7号)別表に掲げる町会(以下この号において「町会」という。)</u>であつて事業区域又は当該事業区域の境界から50メートル以内の区域を町会が活動する区域に含むもの及び前号の同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域を含む町会をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 該当町会 事業区域又は当該事業区域の境界から50メートル以内の区域を町会が活動する区域に含む町会及び前号の同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域を含む町会をいう。</p>

佐野市消防団条例の改正案 新旧対照表

(第20条関係)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し定めるものとする。</p>